

◆ ふるさと納税とは ◆

「納税」という言葉がついているふるさと納税。

実際には、都道府県や市区町村、特別区への「寄附」です。

一般的に自治体に寄附をした場合には、「確定申告」または「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の活用により、その寄附金額の一部が所得税及び市民税・県民税（住民税）から控除されます。

以下では、1つのモデルケースを用いて、「確定申告を行った場合」と「ワンストップ特例制度を活用した場合」の市民税・県民税における税額控除の計算についてご紹介いたします。

◆ 市民税・県民税の税額控除について ◆

①基本控除

「寄附金額」または「総所得金額の合計額×0.3」の少ない方の金額 - 2,000円
× 10%（市民税 6%・県民税 4%）

②特例控除^{※1}

「寄附金額」または「総所得金額の合計額×0.3」の少ない方の金額 - 2,000円
× (90% - (0~45%^{※2}) × 1.021)

※1 特例控除は市民税・県民税の所得割の2割が上限

※2 寄附金に適用される所得税の限界税率（復興特別所得税含む）

③申告特例控除^{※3}

特例控除適用額(上記②の額) × 申告特例控除適用率^{※4}

※3 確定申告を行わない場合にのみ加算

※4 (所得税の税率 × 1.021) ÷ (90% - 所得税限界税率 × 1.021)

① + ② + ③ = 市民税・県民税の税額控除額

◆ モデルケースにおける基本情報 ◆

本人（会社員）、妻（専業主婦）、子供2人（17歳・20歳）の4人家族

寄附金額：5万円

収入：給与収入500万（給与所得金額356万）

控除：社会保険料50万、配偶者33万、扶養78万（33万 + 45万）、基礎43万 合計204万円

市民税・県民税所得割額（人的調整控除後）135,500円（所得割額の2割=27,100円）、

所得税率：5%

【確定申告を行う場合】

①基本控除

$$(1) 50,000 \text{円} - 2,000 \text{円} \times 10\% = 4,800 \text{円}$$

$$(2) 3,560,000 \text{円} \times 0.3 - 2,000 \text{円} \times 10\% = 106,600 \text{円}$$

⇒ (1)を適用し基本控除額は4,800円となります

②特例控除

$$(1) 50,000 \text{円} - 2,000 \text{円} \times \frac{(90\% - 5\% \times 1.021)}{84.895\%} = 40,750 \text{円} \text{ (円位未満切上)}$$

$$(2) 3,560,000 \text{円} \times 0.3 - 2,000 \text{円} \times \frac{(90\% - 5\% \times 1.021)}{84.895\%} = 904,981 \text{円} \text{ (円位未満切上)}$$

⇒ (1)(2)共に所得割額の2割(27,100円)を超過していることから、特例控除額は27,100円となります

$$\text{①} + \text{②} = \text{税額控除額 } 31,900 \text{円}$$

【確定申告は行わず、ワンストップ特例制度を活用する場合】

①基本控除

$$(1) 50,000 \text{円} - 2,000 \text{円} \times 10\% = 4,800 \text{円}$$

$$(2) 3,560,000 \text{円} \times 0.3 - 2,000 \text{円} \times 10\% = 106,600 \text{円}$$

⇒ (1)を適用し基本控除額は4,800円となります

②特例控除

$$(1) 50,000 \text{円} - 2,000 \text{円} \times \frac{(90\% - 5\% \times 1.021)}{84.895\%} = 40,750 \text{円} \text{ (円位未満切上)}$$

$$(2) 3,560,000 \text{円} \times 0.3 - 2,000 \text{円} \times \frac{(90\% - 5\% \times 1.021)}{84.895\%} = 904,981 \text{円} \text{ (円位未満切上)}$$

⇒ (1)(2)共に所得割額の2割(27,100円)を超過していることから、特例控除額は27,100円となります

③申告特例控除

$$27,100 \text{円} \times \left(\frac{5\% \times 1.021}{5.105} \div \frac{(90\% - 5\% \times 1.021)}{84.895} \right) = 1,630 \text{円} \text{ (円位未満切上)}$$

⇒ 申告特例控除額は1,630円となります

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \text{税額控除額 } 33,530 \text{円}$$

【注】確定申告を行う場合には「③申告特例控除」の適用はありませんが、「寄附金額-2,000円」が所得控除(寄附金控除)に算入のうえ所得税の計算を行いますので、全体的に大きな影響が出ないような制度設計となっています。